

平成22年度
鹿児島大学法科大学院

B日程

法学既修者認定試験

試験問題（刑法・刑事訴訟法）

平成22年1月24日（日曜日）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号□□□□に受験番号、試験科目□□□□に試験科目（刑法または刑事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. □□□□に、試験科目ごとのページ番号（1～2）を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

刑法（配点１００点）

問題１ 以下の事例におけるＸの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く）。
(５０点)

Ｘは、仕事がなく借金も膨らんだことから将来を悲観し、我が子Ａ（８歳）を道連れに自殺することを決意した。そこでＸは、Ａに対して「天国で二人で仲良く暮らそう」と声をかけ、Ａは「分かった。お父さんと天国に行く」と同意したことから、自宅アパートのガスの元栓を開放し、ガラス戸等の隙間にはガスが漏れないよう目張り等するなどして、ガス中毒死を図ろうとした。しかし、偶然訪ねてきた借金取りに発見され、Ｘ及びＡは死に至らなかった。なお、Ｘの漏出させたガスは都市ガスであり、それは天然ガスであることから一酸化炭素が含まれておらず、それ故、Ｘ及びＡが中毒死するおそれはなかった。

問題２ 以下の事例におけるＸ及びＹの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く）。
(５０点)

Ｘは、知人のＡからガラス工芸品である高価な薩摩切子のグラス五つを預かっていたのであるが、常日頃、Ａの高圧的な態度に腹を立てていたところ、友人Ｙが、それならばそのグラスを捨ててしまえば良いと言ったことから、ＸはＡのグラスの毀棄を決意し、ＸとＹは、Ｘの自宅裏の山に行って二人で穴を掘り、その中にグラス五つを入れて埋めた。

刑事訴訟法（配点 100 点）

問題 次の事例を読んで設問に答えなさい。

【事例】

1. 平成21年1月、K市の市長であるAは、記者会見を開き、市内の海水浴場を埋め立てて産業廃棄物処理施設を建設することを発表した。現地付近の住民にとっては寝耳に水の話であり、直ちに建設反対運動を行う団体が組織された。K市議会では、A市長及び計画推進派の与党議員と、建設計画の白紙撤回を求める野党議員との間で、激しい論戦が展開されることとなった。

2. 同年11月4日午後11時30分ころ、建設推進派の市議会議員Bの自宅が放火される事件が発生した。Bとその家族は外出中であつたため難を逃れたが、自宅は半焼した。

3. 同年11月5日午後9時ころ、Aの自宅に電話がかかった。Aが電話に出ると、電話の相手は次のように述べた。「K市をゴミだらけにするのか。すぐ計画を撤回して辞職しろ。言うことを聞かないとB議員のようになるぞ。あれは俺がやったんだ。住民のくらしを守るためなら、我々は何だってやるんだ。」

4. Aは、産業廃棄物処理施設の建設計画を発表して以降、身の安全のために、自宅の電話に録音装置を取り付けていた。11月5日の通話もその一部始終が録音装置の磁気テープに録音されていた。翌6日、市長は、警察に犯人を告訴し、証拠として録音テープを提出した。

5. これを受けて、警察が内偵捜査を行ったところ、反対派の運動拠点である「K市をゴミ捨場から守る会」（以下、守る会）の世話役Xが脅迫電話をかけた疑いが濃厚になった。そこで、同年12月9日、裁判官が発付した令状に基づき、「守る会」本部事務所を捜索した。

6. 捜索に赴いた捜査員の一人である警察官Cは、上司である警察官Dの指示により、小型録音機を胸ポケットに潜めて現場に同行した。捜索現場にはXが立ち会っており、XはDの求めに応じて、発見された書類の内容について説明をするなどしていた。Cは、その場におけるXとDとの会話を小型録音機で密

かに録音した。Dらは、令状の記載にもとづき、現場にあった「守る会」の活動計画書、住所録、電話発信記録、手紙、日誌などを差し押さえた。

7. 搜索・差押えが終了した後、Dは、Cが録音した搜索現場におけるXの声を、Aが提出した録音テープの声と対照して声紋分析を行うように、科学捜査研究所に依頼した。同年12月15日、科学捜査研究所の技官による声紋分析結果報告書が捜査本部に提出され、二つの資料の声紋は、同一人物によるものであるとの結果が示された。同年12月16日、Xは、Aに対する脅迫の疑いで通常逮捕された。同年12月18日、Xは検察官に送致され、同年12月19日に勾留された。Xは、勾留中の取調べにおいて、Aに対する脅迫事件に加えて、B宅の放火についても自白した。

8. 平成22年1月5日、検察官は、Aに対する脅迫罪とB宅の現住建造物放火罪について、XをK地方裁判所に起訴した。公判において、検察官は、①Aが脅迫電話を録音した録音テープ、②Cが搜索現場で録音した録音テープ、③そのテープの声と搜索の際に録音された録音テープの声を対照資料とした声紋鑑定の鑑定書の証拠調べを請求した。

設問

①から③の各証拠の証拠能力について論じなさい（なお、伝聞法則については検討しなくてよい）。